

(計算書類)

貸借対照表 (2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	16,088	流動負債	4,853
現金及び預金	858	未払金	564
関係会社売掛金	4,942	関係会社未払金	122
前払費用	253	未払費用	268
その他	10,033	関係会社未払費用	124
固定資産	91,885	未払法人税等	229
有形固定資産	376	前受金	4
建物	258	預り金	71
構築物	21	関係会社預り金	3,467
車両運搬具	3	固定負債	225
工具器具備品	91	退職給付引当金	158
建設仮勘定	1	その他	66
無形固定資産	29	負債合計	5,078
ソフトウェア	20	純 資 産 の 部	
その他	9	株主資本	102,994
投資その他の資産	91,478	資本金	26,840
関係会社株式	90,696	資本剰余金	76,091
関係会社長期貸付金	385	資本準備金	76,059
繰延税金資産	42	その他資本剰余金	32
その他	353	利益剰余金	62
繰延資産	100	その他利益剰余金	62
創立費	100	繰越利益剰余金	62
資産合計	108,073	純資産合計	102,994
		負債・純資産合計	108,073

損益計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業収益	4,492
営業総利益	4,492
販売費及び一般管理費	4,140
営業利益	352
営業外収益	106
受取利息及び配当金	103
その他	2
営業外費用	138
支払利息	38
その他	99
経常利益	320
税引前当期純利益	320
法人税、住民税及び事業税	215
法人税等調整額	31
当期純利益	74

株主資本等変動計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで) (単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
2025年1月1日残高	26,840	76,059	—	76,059	△12	△12	△27	102,860
事業年度中の変動額								
当期純利益	—	—	—	—	74	74	—	74
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△4	△4
自己株式の処分	—	—	41	41	—	—	22	63
自己株式の消却	—	—	△9	△9	—	—	9	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	32	32	74	74	27	134
2025年12月31日残高	26,840	76,059	32	76,091	62	62	—	102,994

	純資産合計
2025年1月1日残高	102,860
事業年度中の変動額	
当期純利益	74
自己株式の取得	△4
自己株式の処分	63
自己株式の消却	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—
事業年度中の変動額合計	134
2025年12月31日残高	102,994

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

会計方針に関する事項

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。但し、建物及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 8～15年

構 築 物 20年

車 両 運 搬 具 6年

工 具 器 具 備 品 5～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 長期前払費用

均等償却を採用しております。

3. 重要な引当金の計上基準

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、自己都合退職による当事業年度末要支給額から中小企業退職金共済制度からの給付相当額を控除した金額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、子会社からの経営指導料です。経営指導料は、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、契約期間を通じて当社の履行義務が充足されることから、一定の期間にわたり収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

創立費 5年間にわたり均等償却をしております。

(2) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(表示方法の変更に関する注記)

(貸借対照表)

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「関係会社売掛金」は金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。なお、前事業年度の「関係会社売掛金」は483百万円であります。

(追加情報)

(取得による企業結合)

当社は、2025年11月17日の取締役会において、UniLodge Holdings Pty Ltdの株式を過半数取得することを決議し、子会社化することについて決定するとともに、同年11月27日に株式譲渡契約を締結いたしました。詳細につきましては、連結注記表（追加情報）に記載のとおりです。

(貸借対照表に関する注記)

- | | |
|------------------------------------|------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 27百万円 |
| 2. 偶発債務 | |
| 関係会社の金融機関からの借入金等に対し、債務保証を行っております。 | |
| サムティ(株) | 194,934百万円 |
| (株)ネスタリゾート神戸 | 1,827百万円 |
| 3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く) | |
| 短期金銭債権 | 10,014百万円 |
| 長期金銭債権 | 13百万円 |

短期金銭債務	－百万円
長期金銭債務	－百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引（収益分）	4,492百万円
営業取引（費用分）	150百万円
営業外取引（収益分）	100百万円
営業外取引（費用分）	26百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
自己株式				
普通株式	8,278	19,088	27,366	－

(変動事由の概要)

増減数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加	1,242株
譲渡制限付株式報酬の譲渡制限解除に伴う無償取得による増加	17,846株
2024年12月12日開催の取締役会決議に基づく自己株式消却による減少	8,082株
2025年1月10日開催の臨時株主総会決議に基づく株式併合（19,078,612株を3株に併合）による減少	19,284株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、資産除去債務に対応する除去費用であります。

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(2025年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この税率変更による当事業年度の計算書類に与える影響は軽微であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	資本金 又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	小川 靖展	—	当社代表 取締役社長	—	—	自己株式の無 償取得(注)	—	—	—
役員	寺内 孝春	—	当社 取締役副社長	—	—	自己株式の無 償取得(注)	—	—	—

(注) 譲渡制限付株式報酬としての自己株式を、当社代表取締役社長 小川靖展より9,620株、当社取締役副社長 寺内孝春より4,760株無償取得したものであります。

2. 親会社及び法人主要株主等

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

3. 子会社等

種類	会社等の名称	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残 高 (百万円)
子会社	サムティ株式 会社	20,725	不動産開発事 業、不動産ソリ ューション事 業、不動産賃貸 事業、ホテル賃 貸・運営事業	(所有)直接 100	資金の貸付、 債務保証、 経営管理等	資金の貸付 (注1)	4,800	流動資産その 他(1年内回 収予定関係会 社長期貸付 金)	7,112
						資金の回収	9,600	—	—
						利息の受取 (注1)	73	固定資産その 他(関係会社 未収利息)	110
						経営指導料 (注2)	4,293	関係会社売 掛金	4,722
						債務保証(注 3)	194,934	—	—

子会社	サムティアセットマネジメント株式会社	120	不動産管理事業	(所有)直接 67	資金の受寄 等	資金の預り (注4)	800	関係会社預り 金	2,600
						利息の支払 (注4)	17	関係会社未払 費用	11
子会社	株式会社ネスタリゾート神戸	10	ホテル賃貸・運 営事業	(所有)直接 100	資金の貸付、 債務保証等	資金の貸付 (注1)	508	流動資産その 他(関係会社 短期貸付金)	1,313
						資金の回収	1,252	関係会社長期 貸付金	385
						利息の受取 (注1)	20	流動資産そ の他(関係 会社未収利 息)	2
						債務保証(注 3)	1,827	固定資産そ の他(関係 会社長期未 収利息)	13
子会社	サムティインターナショナル株式会社	10	海外事業	(所有)直接 100	資金の貸 付等	資金の貸付 (注1)	1,187	流動資産そ の他(関係 会社短期貸 付金)	550
						—	—	流動資産そ の他(1年内 回収予定関 係会社長期 貸付金)	637
						利息の受取 (注1)	5	流動資産そ の他(関係 会社未収利 息)	5

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金貸付に係る利息は、市場金利を勘案し条件を決定しております。
2. 経営指導料は、役務提供に係る費用及び各社の業績を勘案して決定しております。
3. 債務保証は、サムティ株式会社、株式会社ネスタリゾート神戸の銀行借入及びリース取引等について行ったものであります。なお保証料は受け取っておりません。
4. 資金の預り及び借入に係る利息は、市場金利を勘案し条件を決定しております。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）4.収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 2,007円65銭
2. 1株当たり当期純利益 1円47銭

(注) 当社は、2026年1月10日付で普通株式8株につき51,300,979株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

連結注記表（重要な後発事象に関する注記）に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

独立監査人の監査報告書

2026年2月24日

サムティホールディングス株式会社
取締役会 御中

mc21監査法人
京都府京都市
指定社員
業務執行社員 公認会計士 松永 幸廣

< 計算書類等監査 >

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サムティホールディングス株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第2期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役としての責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成す

ることが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結計算書類の監査報告書に記載されている。

なお、日本公認会計士協会の倫理規則に定める報酬依存度は、2025年12月31日に終了した事業年度より継続して15%を超えている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上